

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項説明書

(事業の目的)

1. れんげ薬局が行う管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、れんげ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導をおこなうことにより、療養生活の向上を図る。

(運営方針)

1. 介護者又は要支援者（以下、「利用者」という）の意志、人格を尊重し利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを尊重し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との親密な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の条件を満たすものとする。
 - ・ 保健薬局であること。
 - ・ 在宅患者薬剤管理指導の届け出を行っていること。
 - ・ 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・ 利用者に対して、秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他の職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。
 - ・ 居宅療養管理指導サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

(事業所の名称) 有限会社 エイエス れんげ薬局

所在地 横浜市港北区高田東3-2-3 綱島ダイヤモンドパレス

TEL 調剤専用 045-540-6665 緊急時連絡 不応答時携帯電話に転送

(従業者の職種、員数)

1. 管理者 渡邊 達郎
2. 管理薬剤師 小堀 尚子
3. 訪問薬剤師 小堀 尚子、鈴木 信雄、中原 佳子
 - ・ 指導に必要な研修を受けている。
 - ・ 保険薬剤師の登録

(職務の内容)

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導は、医師、歯科医師の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が利用者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し、適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に役立つようアドバイスを行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成すると共に、処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日及び営業時間)

- ・ 原則として営業日、営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
- ・ 但し祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- ・ 通常、月曜日～金曜日 午前9時～午後6時00分
- ・ 土曜日 午前9時～午前12時00分 までとする。但し緊急時を除く。
- ・ 電話等で24時間常時連絡が可能な体制をとる。
- ・

(通常の事業実施地域)

1. 通常の実施地域は横浜市都筑区、港北区、青葉区、川崎市高津区、宮前区とする。

(指定居宅管理指導の内容)

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導の主な内容は次の通りとする。
 - ・ 処方箋による調剤（状態にあわせた調剤上の工夫）
 - ・ 薬剤服用歴の管理
 - ・ 居宅における薬剤の保管、管理に関する指導
 - ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・ 副作用の早期発見
 - ・ ADL、QOL等に影響を及ぼす使用薬剤の確認
 - ・ 使用薬剤、用法、用量に関する、医師等への連絡調整
 - ・ 麻薬製剤の管理とその評価
 - ・ 病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
 - ・ ジェネリック医薬品に関する相談
 - ・ その他、介護・福祉における相談応需

(利用料)

1. 介護保険法の告示上の額とする。
2. 居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 通常月4回を限度に、1回342円～518円（負担割合1割の場合）（麻薬使用の場合100円を加算）の利用者負担を徴収する。がん末期の方については月8回を限度とする。

但し公費により利用者負担が掛からない場合がある。

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係る費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定いたします。

注3) 居宅療養管理指導料及び介護予防居宅療養管理指導料に係るサービス利用料は同じです。

(緊急時等における対応方法)

居宅療養管理指導の実施中に、利用者の症状急変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医等に連絡する。

居宅療養管理指導契約書

第1条（事業の目的）

1. れんげ薬局が行う居宅管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治医等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、れんげ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

第2条（契約期間及び解除権）

契約期間は令和 年 月 日から解約までとする。但し契約解除については主治医の指示による指導であり、1週間以上の予告期間をもって事前に主治医へ連絡する事とする。

第3条（居宅療養管理指導の事業者及び担当責任者）

事業所 有限会社 エイエス れんげ薬局

所在地 横浜市港北区高田東3-2-3 綱島ダイヤモンドパレス

TEL 045-540-6665

代表 渡邊 達郎 担当責任者 小堀 尚子

第4条（契約の終了）

1. 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとする。

- 一、 第2条の利用者から事前に更新の合意がなく契約の有効期間が終了したとき、または解約の意思表示がなされた時。
- 二、
 - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に長期的に入所又は入院した時
 - ② 利用者について介護認定が受けられなかった時
 - ③ 利用者が死亡した時

2. 事業者（れんげ薬局）は、契約の終了に当たり、必要があるとみられる場合は、利用者の指定する事業者等へ関係記録の引き継ぎ等できる限り行う。

第5条（損害賠償）

事業者（れんげ薬局）は居宅療養管理指導の実施に当たって、利用者の生命・身体・財産の損害を与えた場合その損害を補償する。但し、自らの責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第6条（守秘義務）

事業者（れんげ薬局）は居宅療養管理指導の実施に当たって、サービス等を提供する上で知り得た利用者、家族の情報については、利用者又は第三者の生命・身体に危険がある場合もしくは、福祉施設、老健施設からの服薬に対する問い合わせがあった場合を除いて契約中、契約終了に係わらず無断で第三者にもらすことはない。

第7条（契約外条項）

この契約及び介護保険法の関係法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定める。

第8条（苦情申し立て窓口）

当事業者のサービス提供にあたり、苦情や相談がある場合の連絡先
連絡先 TEL 045-540-6665 担当者 小堀 尚子

上記の通り、居宅療養管理指導の契約を締結します。

令和 年 月 日

〒

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

〒

(家族) 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

(事業者) 神奈川県横浜市港北区高田東3-2-3 綱島ダイヤモンドパレス
有限会社 エイエス れんげ薬局 代表取締役 渡邊 達郎
TEL 045-540-6665